

## 国立・国定公園特別地域内での主な規制対象行為に係る許可基準の概要

地種区分	一般建築物の新築等	分譲地等内の建築物の新築等	その他の工作物の新築等	屋上における土石その他の指定する物の集積・貯蔵	土地の形状変更	木竹の伐採
特別保護地区	不可 (学術研究など公益上必要(公益性)、かつ、その場所であれば目的が達成できない(必然性)場合を除く)	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	不可 (地域住民の生活維持、農林漁業に付随、公益性が認められる場合を除く)	不可 (公益性、必然性が認められる場合、農地改良のための行為を除く)	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)
第1種特別地域						単木択伐 択伐率が現在蓄積の10%以下 樹齢が標準伐期齢に10年を加えたもの以上
第2種特別地域	植生の復元が困難な地域等で行われるものでない 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない 屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない 土地勾配が30%以下 公園事業道路等の路肩から20m、それ以外の道路から5m以上離れている 敷地境界線から5m以上離れている 高さ13m以下 総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合： ・敷地面積500m <sup>2</sup> 未満：10%・20%以下 ・敷地面積500～1000m <sup>2</sup> ：15%・30%以下 ・敷地面積1000m <sup>2</sup> 以上：20%・60%以下 建築面積：2000m <sup>2</sup> 以下 等	植生の復元が困難な地域等で行われるものでない 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない 屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない 保存緑地において行われるものでない 分譲地内の建築物については、2階建て以下かつ高さが10m以下 集合別荘等については高さ13m以下 敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上 敷地面積を戸数で除した面積が250m <sup>2</sup> 以上 総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ20%・40%以下 土地勾配が30%以下 自然草地等でないこと 公園事業道路等から20m以上、それ以外の道路から5m以上離れていること 敷地境界線から5m以上離れていること 建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下	植生の復元が困難な地域等で行われるものでない 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない 色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない 公園事業道路等の路肩から20m以上離れているか、又は公益上必要であること、農林漁業上必要、建築物の敷地内	植生の復元が困難な地域等、自然草地等で行われるものでない 廃棄物でないこと 申請に係る場所以外の場所では目的を達成できない 期間・規模が必要最小限 主要な公園利用地点から明瞭に望見されない 高さ10m以下 公園事業道路等の路肩から20m以上、その他の道路から5m以上離れている 敷地境界から5m以上離れている 崩壊・飛散・流出するおそれがない 跡地の整理に関する計画が定められており、かつ適切に計画を実施することとされている	植生の復元が困難な地域等で行われるものでない 集団的に建築物その他の耕作物を設置する敷地造成でないこと(階段状の造成でないこと) ゴルフ場の造成のためでないこと 廃棄物の埋め立てによるものでないこと 申請に係る場所以外の場所においては目的を達成できないと認められること 範囲が必要最小限であること 土砂の流出のおそれがないこと	標準伐期齢以上 択伐の場合： 現在蓄積の30%以下、公園事業施設・集団施設地区の周辺では単木択伐によること等 皆伐の場合： 1伐区の面積が2ha以内、皆伐後更新して5年未満の伐区に隣接しない、利用施設等の周辺でないこと 等
第3種特別地域	上記の基準のうち 総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ20%・60%以下	上記の基準のうち 総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が40%・60%以下				風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし
海中公園地区	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)			

**共通の基準** 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられている  
申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものであること  
申請に係る行為と密接不可分な関係にある行為について申請がなされた場合に不許可処分となることが確実でないこと

**事前環境調査** 申請に係る行為の場所の面積が1ヘクタール以上である場合  
延長が2キロメートル以上あるいは幅員が10メートル以上となる道路の新築等

(調査の項目)

- 1 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- 2 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- 3 当該行為が風致景観に及ぼす影響の予測及び影響を軽減するための措置
- 4 代替措置について風致景観の保護の観点から比較した結果